

京都市立百々小学校 「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、それを受けた子どもの人権を著しく侵害する。心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

本方針は、子どもがいじめを行わず、放置せず、すべての人が子どもの尊厳を守り、いじめのない学校風土づくりを進めるため、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、平成29年3月のいじめ防止等のための基本的な方針の改定をうけて、いじめの防止の基本的な方針と取組内容を策定し、見直しながら工夫・改善するものである。

百々小学校は、全校児童410人を超える学校である。様々な個性をもった児童が在学し、その個性を發揮し、共に高まり合い、一人一人が輝く学校づくりを目指して取組を進めている。

しかし、時にはコミュニケーションがうまく取れずに相手を傷つける言動をしてしまったり、規範意識が十分もてずに周りに流されてしまったりすることがある。けんかやふざけ合いのように見えても、見えない所でいじめが発生している場合もある。児童の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめられた児童の立場に立って、いじめ対策委員会で情報を共有し、個々の教職員による判断・対応ではなく組織として対応していく。いじめの発生時における学校の対応を示すことは、児童・保護者に安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。加害者に対しては、成長支援の観点を基本方針に位置付けて取り組んでいく。

のために次のように組織を作り、「未然防止」「早期発見・事案対処」「学校基本方針に基づく各種取組」をすすめていく。教職員研修を行い、担任教員がいじめを抱え込まず、組織的に情報を共有し、取組の改善を図っていく。

(2) 基本理念

いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを自覚し、いじめのない学校を目指して、いじめ防止等の対策を構築する。そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、学校・地域等でのいじめが行われなくなることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童が自分の問題として受け止め、いじめが相手児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、教職員の指導力向上とともに、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

ア 構成 ※緊急対応時はこの限りではない。

生徒指導主任 教務主任 各学年より1名 養護教諭 教育相談主任

イ 役割

- ・教育活動全体における、基本方針に基づいた取組や行動計画の確認。
- ・情報の集約と共有や組織的な対応など、未然防止と早期発見に向けての対策等の検討。
- ・家庭との連携による、いじめに関わる情報に対する支援や指導への協力の確認。
- ・いじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置付け、取組の検証を行う。
- ・いじめ対策委員会の役割、構成員等について、児童や保護者へ周知を行う。

- ・関係機関、専門機関との連携・対応。
(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

ウ 開催時期

- ・定例の委員会は、原則第2火曜日に開催する。
- ・いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

エ 児童・保護者への周知方法

- ・学校ホームページに「百々小学校いじめ防止等基本方針」を掲載する。
- ・全校朝会で「いじめ対策委員会」について紹介する。
- ・学校だよりで学校いじめ防止等基本方針及びいじめ対策委員会について知らせる。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

本校では、生徒指導のテーマを「友だちと仲良くする子（相手の気持ちを考え、友達や相手のよいところを認めることのできる子）の育成」と設定し、一人一人の児童が明るく楽しく、いきいきと学校生活を過ごせるよう取組を考えている。しかし、学校評価アンケート（児童）の結果からも学校が楽しいと肯定的に答える児童の割合が多いものの、100%ではない。たとえ、一人でも楽しくないと回答する児童がいることを真摯に受け止め、児童一人一人が自己肯定感や目標に向かっての達成感をもてること、そして何より、自分が周囲から認められる場、安心して活動できる場が学級・学校にあることを実現するため、次の取組を進めていく。

また、そのようにすることにより、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくりにつながるものと考える。

ア 学校風土づくり（学習環境の整備）

- ・朝休み・朝の会から放課後遊び・下校までの教育活動全体を通じて取り組む。
- ・登下校時の校門や通学路での挨拶運動、休み時間の図書室開放・読み聞かせ活動、下校時の見守りを行う（学校・保護者・地域の協働体制）。
- ・芝生広場やビオトープなどの校内の自然環境や地域教材を活用したカリキュラムの作成に取り組む。

イ 授業改善

- ・小学校学習指導要領や京都市立小学校教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行い、基礎学力の定着を図る。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・特別の教科「道徳」の教科書等の指導資料を指導に活かす。
- ・5月～11月の参観授業の中で道徳の授業を全学級1度は公開する。1月の懇談会の中で、いじめは絶対に許されないことや命の大切さなどを題材とした人権に関する実践を紹介し、保護者に理解や協力を求める。
- ・月1回の人権の日に計画的に学年に応じた話、月のテーマに合わせた人権に関する学習をすることで、人権尊重の精神を培う。

エ 体験活動

- ・宿泊を伴う活動（修学旅行・花背山の家など）を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（百々リンピック（体育学習発表会）・学習発表会・DSJ（縦割り活動）など）を通して人間関係づくりを行う。

オ 児童が主体的に行う活動（児童同士の絆づくり）

- ・学級活動や児童会活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、各学級、人権スローガン（毎年）を作成する。
- ・縦割り活動や異年齢交流活動を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

カ 児童へのはたらきかけ

- ・図書室に人権に関する本や心をたがやす本を配架する。
- ・「学級だより」に、仲間の大切さやいじめや命に関する記事を載せる。
- ・非行防止教室やケータイ安全教室を実施する。

キ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「百々小学校いじめ防止等基本方針」の内容を周知し、理解と協力を得る。
- ・いじめ対策委員会の役割、構成員等について、児童や保護者等へ周知する。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

ク その他

- ・いじめアンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、その達成状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかと疑いをもつて早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していく。そのために、次のような情報の共有・調査・啓発を進めて行く。

ア 情報の集約と情報の共有

- ・教職員は、校内・校外のいじめに対してアンテナを張り、いじめを見過ごさないよう常に留意する。気になる言動を見かけた場合は、校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・担任に報告する。
- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関する情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「特別いじめ対策委員会（校長、教頭、いじめ対策委員会の構成員、人権教育主任、該当学年）」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

家庭訪問や日記・アンケート・個人面談等を通して子どもたち同士や子どもと保護者の関わり、家庭・地域での様子を知り、指導に生かすことが大切である。特に児童へのアンケートと面談については、次のように行う。

(ア) アンケートの実施

- ・いじめアンケートを6・11月に実施。尚、4~6年生については、クラスマネジメントシートも7・12月に実施し活用する。

(イ) 教育相談の実施

6月と11月に、いじめアンケートの結果を踏まえて「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ず児童の観察に努める。

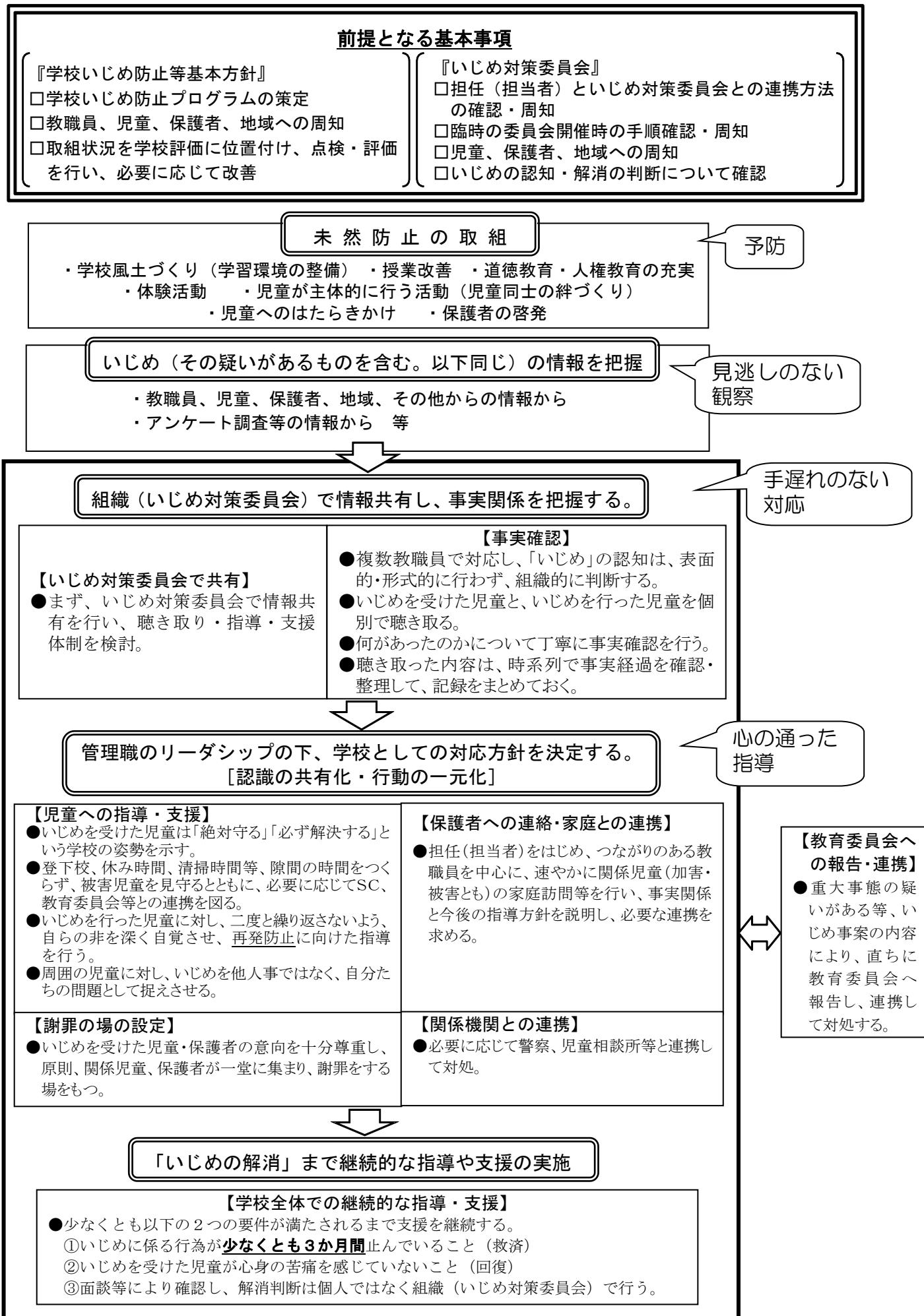
(3) いじめが起こったときの措置

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全をまず確保し、詳細を確認した上でいじめたとされる児童に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応をしていく。

ア 基本的な考え方

「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめ事案に対する組織的な対応と流れ



ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上に拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、さらにインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたることを理解させる取組を進める。

パソコン・携帯電話・スマートフォン・携帯ゲーム機・タブレット端末等における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。

エ いじめの解消の捉えた方

- ・いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①目安として少なくとも3カ月以上いじめに係る行為が止んでいること。
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 教職員の資質向上（校内研修等）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

生徒指導研修では、生徒指導の出発点を学級経営の中心に置き、個と集団の関わりを明らかにする中で、お互いの人権を認め合う明るい学習集団を育成し、児童一人一人の可能性を最大限に伸ばしていくという考え方の下、生徒指導研修を行う。

また、教職員の不適切な認識や発言が児童を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うことが大切であり、一人一人の児童に対する理解を促進する研修を行う。

イ 研修の時期

- ・4月、5月、8月、9月、11月、12月、2月、3月に生徒指導研修会、小小・小中合同研修会、職員会議等で実施する。
- ・人権に関する研修会（総合育成教育研修・外国人教育研修・国際理解教育研修・ジェンダー平等教育研修）などを4月・8月・11月に実施する。

ウ 研修の内容

「生徒指導の在り方」「百々小学校いじめ防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした、教職員の指導力の向上」「アンケート結果を基にした研修」「インターネットに関する問題行動等の事例」等を行う。

学校基本方針の意義や内容を教職員に徹底し、その中核的内容として年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画（学校いじめ防止プログラム）等を定める。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・PTAとの連携のもと、いじめ問題や「百々小学校いじめ防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合（おそれがある時を含む）は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があった時も、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none">・職員会議「学校いじめの防止等基本方針の共有」「年間計画と役割の明確化」「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」・人権に関する研修会・生徒指導に関する研修会・生徒指導委員会①「校内体制や組織的対応の共有」「児童・保護者への広報について」・生徒指導校内研修会①「授業を伴う研修会または、事例研修の実施」	<ul style="list-style-type: none">【共通】・入学式・始業式・学級開き	<ul style="list-style-type: none">・前年度の学年・学級の様子についてアンケート等を活用し学年で共有（2～6年）	
5	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導委員会②「記名式アンケートの実施に向けて」「いじめ等、気になる児童の確認」・生徒指導校内研修会②「いじめ等、気になる児童の共有」	<ul style="list-style-type: none">【共通】・憲法月間の講話・縦割り活動の顔合わせ・人権の日・全校朝会で児童に説明「いじめ対策委員会の紹介」・1年生を迎える会・【6年】修学旅行		<ul style="list-style-type: none">・朝会で校長から啓発・憲法月間「学校だより」で啓発・P T A 総会で啓発・学校運営協議会で説明①

6	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会③ 「記名式アンケートの結果の共有」 「学校評価の実施に向けて」① 「授業を伴う研修会または、事例研修の実施」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかまづくり」の教材の活用 ・人権の日 <p>【2年】 非行防止教室</p> <p>【5年】 花背山の家野外活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜参観（道徳の時間公開①） ・保護者向け啓発パンフレット配布
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会④ 「記名式アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C A サイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前の講話 ・人権の日 <p>【4・5・6年】</p> <p>情報モラル教室（スマホ学習）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間（個別面談）① ・クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会で保護者に啓発
8	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑤ 「未然防止に向けた取組の確認」 ・人権に関わる研修会 ・生徒指導校内夏季研修会③ 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① P D C A サイクル・事例研修」 ・小小・小中教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑥ 「クラスマネジメントシートの結果」 ・職員会議 「学校評価の結果の共有」① ・生徒指導校内研修会④ 「学級の実態共有と事例研修」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 <p>【3年】 ケータイ教室</p>		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会（百々リンピック） ・人権の日 		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭地域教育学級で講演会（地生連）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑧ 「記名式アンケートの結果の共有」 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C A サイクル」 ・人権に関わる研修会 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 ・人権の日 <p>【6年】 小中交流会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②
12	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑨ 「教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・生徒指導校内研修会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② P D C A サイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・人権スローガンの作成と発表 ・冬季休業前の講話 <p>【6年】</p> <p>薬物乱用防止・非行防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間（個別面談）② 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会

1	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② 「クラスマネジメントシートの結果」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 ・人権の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施②(4～6年)、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会の中で啓発 ・地生連
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑪ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ P D C A サイクル」 ・生徒指導校内研修会⑥(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品展 ・DSJ(たてわり活動) ・人権の日 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑫ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ P D C A サイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C A サイクル 7～8月・11～12月・2～3月)
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 生徒指導委員会)」「生徒指導校内研修」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学校風土づくり(学習環境の整備)や授業改善はもとより、道徳教育・人権教育の充実、体験活動の充実や児童が主体的に行う活動(児童同士の絆づくり)については、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。

※ 年間を通じて、様々な場面で、子どもたちと

- ・どのようなことがいじめになるのか。
- ・なぜ、いじめが起きるのか。
- ・なぜ、いじめはしてはいけないのか。
- ・なぜ、いじめはいけないと分かっていても、止められなかったりするのか。
- ・どうやって、いじめを防ぐこと、解決することができるのか。

についてこれからも考え、指導していきます。

保護者の方々・地域の方々の協力も必要です。お気付きの点がありましたら、お知らせください。
よろしくお願いします。